

# 地方財政審議会付議（説明）案件

令和元年8月27日（火）

（案件名）

- ・ 令和元年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○ 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）  
（地方財政審議会の意見の聴取）

第36条 総務大臣は、第33条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

自治税務局 企画課

企画官 沼澤 弘平

（内23511）

## 令和元年度 8 月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

### 1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第 3 4 条に基づいて、令和元年度 8 月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

### 2 対象団体 全都道府県

### 3 譲与額

3, 9 9 1 億円（前年度 8 月期比 57 億円減（1. 4% 減））

\* 5 月～7 月の地方法人特別税（国税）収入額の全額

### 4 譲与日

令和元年 8 月 3 0 日（金）

### 5 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税（国税）収入額の全額《注》
譲与基準	1 / 2 人口 1 / 2 従業者数 ※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）
補正	なし
譲与時期	5 月、8 月、11 月、2 月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成 3 0 年度譲与実績	2 0, 8 6 5 億円
令和元年度地財計画	2 1, 3 5 1 億円

《注》 交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

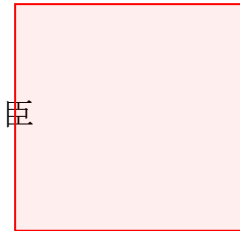
(案)

総 税 企 第 [ ] 号

令和元年 8 月 [ ] 日

〔各都道府県知事〕 あて

総 務 大 臣



地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 20 年法律第 25 号）第 34 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

令和元年 8 月 30 日

地方法人特別譲与税譲与金

〔別添のとおり〕 千円

↑額は出力

令和元年度8月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	16,346,199
青森	3,913,405
岩手	3,931,335
宮城	7,219,247
秋田	3,108,661
山形	3,478,394
福島	5,826,665
茨城	8,847,028
栃木	6,106,142
群馬	6,223,592
埼玉	20,324,230
千叶	17,136,684
東京都	52,405,556
神奈川県	26,360,328
新潟	7,251,839
富山	3,454,784
石川	3,714,897
福井	2,554,368
山梨	2,605,027
長野	6,590,640
岐阜	6,276,561
静岡県	11,808,941
愛知県	24,614,468
三重	5,682,935
滋賀	4,342,312
京都	8,109,411
大阪	29,150,468
兵庫県	16,395,377
奈良	3,713,929
和歌山	2,869,838
鳥取	1,742,068
島根	2,152,694
岡山	5,874,519
広島	8,976,750
山口	4,285,762
徳島	2,302,581
香川	3,086,803
愛媛	4,201,721
高知	2,184,824
福岡	15,724,812
佐賀	2,559,988
長門	4,162,140
熊本	5,331,422
大分	3,551,420
宮崎	3,350,723
鹿児島	5,003,056
沖縄	4,220,002
合計	399,074,546

地方法人特別税・譲与税による影響額(平成30年度)

(単位：億円)

都道府県	地方法人 特別税 A	地方法人 特別譲与税 B	影響額 B - A
北海道	541	855	314
青森県	102	205	103
岩手県	139	206	67
宮城県	354	377	23
秋田県	79	163	84
山形県	104	182	78
福島県	282	305	23
茨城県	411	463	52
栃木県	295	319	24
群馬県	306	325	19
埼玉県	664	1,063	399
千葉県	672	896	224
東京都	5,390	2,740	▲ 2,650
神奈川県	1,221	1,378	157
新潟県	273	379	106
富山県	135	181	46
石川県	186	194	8
福井県	138	134	▲ 4
山梨県	149	136	▲ 13
長野県	284	345	61
岐阜県	234	328	94
静岡県	652	617	▲ 35
愛知県	1,867	1,287	▲ 580
三重県	337	297	▲ 40
滋賀県	230	227	▲ 3
京都府	374	424	50
大阪府	1,760	1,524	▲ 236
兵庫県	615	857	242
奈良県	83	194	111
和歌山県	90	150	60
鳥取県	48	91	43
島根県	74	113	39
岡山県	231	307	76
広島県	392	469	77
山口県	193	224	31
徳島県	92	120	28
香川県	142	161	19
愛媛県	156	220	64
高知県	56	114	58
福岡県	678	822	144
佐賀県	88	134	46
長崎県	103	218	115
熊本県	175	279	104
大分県	113	186	73
宮崎県	89	175	86
鹿児島県	137	262	125
沖縄県	132	221	89
合計	20,865	20,865	0

※四捨五入により計が一致しないところがある。

**(参考) 地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄) (平成二十年四月三十日法律第二十五号)**

**(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)**

**第三十四条** 地方法人特別譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額

- 各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、前項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額から前条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過団体調整額調整団体にあつては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とする。
- 前二項の規定により計算した各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方法人特別譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。
- 各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

**(地方財政審議会の意見の聴取)**

**第三十六条** 総務大臣は、第三十三条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。